

第百四回国会 建設委員会 議 録 第十一号

昭和六十一年四月十四日(月曜日)

午後一時十七分開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 谷 洋一君

理事 野中 広務君

理事 中村 茂君

理事 新井 彬之君

池田 行彦君

小里 貞利君

國場 幸昌君

東 力君

村岡 兼造君

山岡 謙蔵君

上野 建一君

前川 且君

青山 丘君

中島 武敏君

出席國務大臣

建設大臣 江 隆美君

建設大臣官房長 高橋 進君

建設省道路局長 萩原 浩君

委員外の出席者

建設委員会調査 室長 佐藤 毅三君

委員の異動

四月十四日

辞任

金子原二郎君

桜井 新君

保岡 興治君

木間 章君

伊藤 英成君

補欠選任

小里 貞利君

尾身 幸次君

平林 鴻三君

関山 信之君

青山 丘君

同日

辞任

小里 貞利君

尾身 幸次君

平林 鴻三君

関山 信之君

青山 丘君

補欠選任

金子原二郎君

桜井 新君

保岡 興治君

木間 章君

伊藤 英成君

本日の会議に付した案件

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案

(内閣提出第二四号)

国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必

要な特別措置に関する法律案(内閣提出第三八

号)(参議院送付)

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法

律案(内閣提出第三七号)(参議院送付)

○瓦委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、東京湾横断道路の建設に関する特別

措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、本案に対する

質疑は終了いたします。

○瓦委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許し

ます。浜田幸一君。

○浜田(幸)委員 私は、自由民主党・新自由国民

連合を代表いたしまして、ただいま議題となりま

した東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案

につきまして、賛成の意向を表明するものであり

ます。

東京湾横断道路は、東京湾岸道路、東京外郭環

状道路、首都圏中央連絡道路、東関東自動車道等

と一体となつて首都圏における広域的幹線道路網

を形成し、南関東地域における交通の円滑化を図

るとともに、高度成長期の人口集中によって巨大

化した首都圏の諸機能の再編成、産業活力の向上

等に寄与する道路として早くからその着工が望ま

れていたところであります。

すなわちこの横断道路は、京浜一房総地域を直

結することにより、湾岸地域相互の連絡を緊密に

し、東京都市圏の南回りバイパスとしての役割を

果たすのみでなく、核都市間相互の連絡の便を図

りさらに新国土軸の形成に資するものでありまし

て、南関東地域に対する貢献はもろろん、将来の

首都圏のみならず国土全体の均衡ある発展に欠く

ことのできないものであります。

また、東京湾横断道路の建設は、大規模かつ集

中的な投資を行うプロジェクトであり、内外から

の強い内需拡大要請のもとでその早期着工が強く

望まれているところであります。

そのため、民間の活力を活用し、民間の熱意と

資金を主軸とした新しい方式でこれを行おうとす

る本案の趣旨は、まことに時宜に適したものであ

ります。

我が国は、今や経済大国と云われております

が、社会資本の整備状況は、欧米先進諸国に比べ

て質量ともに著しく立ちおくれしております。本格

的な高齢化社会の到来する二十一世紀初頭までに

社会資本の充実を図ることが緊急の課題でありま

す。

活力とゆとりに満ちた国土を建設し、子孫に伝

えることは我々の責務であります。東京湾横断道

路の建設がこの課題にこたえるものであることを

確信するとともに、その早期着工、早期完成を要

望するものであります。

最後に、本問題の推進に当たり御努力を賜りま

した各機関に対して心から敬意を表し、賛成討論

を終わります。ありがとうございました。(拍

手)

○山中(末)委員 私は、日本社会党・護憲共同を

代表いたしまして、ただいま議題となつておりま

す東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案に

対し、反対の立場から意思を表明いたします。

本道路は、昭和四十一年度から建設省が調査を

開始し、昭和五十一年度から日本道路公団が調査を

引き継いでまいつたわけでありますが、今回の法

案では、公団と民間会社の二本立てとなつており

ます。これは民間活力の導入という形をとり、今

年度より着手されるとしておるわけであります。

このような手法をとることにつきましては、結果

的には大きなツケを公団に残し、民間会社は利益

を追求する仕組みと言わざるを得ません。また、

今日までに百二十二億円の調査費を投入し、現

在なお中間報告の段階でありまして、この機会に

着工は極めて遺憾であります。

道路は生活の中を走っています。私たちは、本

来道路利用は無料が原則だと考えています。有料

にしてもおのずから利用料に限界があります。し

かるに中曽根内閣の民間活力導入政策は、多額の

利用料を徴収し国民の負担を増大させるものであ

り、公共の限界を超えていると考えます。民活に

はなじまないものであります。さらに地方負担金

を求めることも問題が残されています。

次に、環境影響調査が行われないうままこのよう

な大規模なプロジェクトが着工されるのも問題が

あり、現在いまだに国民に大きな心配を与えてい

るところであります。

次に、東京湾内の航行船舶の航路等が著しく狭

小化され、船舶港、千葉港に來航する中大型貨物

船の安全度を確保できるのか疑問とする声も多く

あるのでございますが、それに対し十分な説明が

なされてない点が問題でございます。

次に、横断道を有効に活用するには種々の幹線道路網の整備が必要でありまして、横断橋以外に約七兆八千億円以上の資金投入が予定されているところであります。このことは、均衡ある国土の発展の観点から考えてみました場合、都市集中型となり、行き過ぎた大型プロジェクトと言わざるを得ないのであります。一方、生活関連地方道路にもっと大きな力点を置くべきであります。また、関連高速道路予定地一帯が既に大きな不動産業者に買い占められている等自然破壊、乱開発につながる危険性を持っております。

以上、主な点について反対理由を申し上げましたが、時間の関係もあり、その他にも疑問点がまだ残っています。したがって、私もこの法案に反対して反対であることを明らかにして、討論を終わります。(拍手)

○瓦委員長 中島武敏君。

○中島(武)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案に反対の討論を行うものであります。

東京湾横断道路は、JAPICに代表される大企業の要求と中曽根総理の特別の指示によって急浮上したいわば中曽根流内需拡大と民活の最大の目玉とされる巨大プロジェクトであります。

反対理由の第一は、その基本的性格が、土地の買い占めを行っている大企業は開発利益でもうけ、横断道路の建設に携わる大企業は建設でもうけ、しかも事業のリスクはすべて国が補償してやるといふ徹頭徹尾大企業本位のものだという点であります。

反対理由の第二は、中曽根内閣が国の財政困難を理由に民間の資金と民間のノウハウ等を生かして公共事業を行うと宣伝してきた民活論とは全く逆に、横断道路株式会社に参加する大企業の負担はわずか二百億円にすぎず、公的資金を莫大に浪費して大企業のほらもうけを保証する事業だという点であります。本事業の資金計画は余すところなくこのことを証明しています。

反対理由の第三は、この事業は採算性のめどが立たない事業であって、結局はその負担を国民にツケ回しする国民犠牲の事業だという点であります。

建設省の東京湾横断道路の採算性についての試算結果に基づいて我が党が試算しても、供用開始後三十年で五千億円を超える赤字になるばかりか、この試算結果に示されているどの数値に少し見込み違いが生じるならば、さらに莫大な赤字を生み出すことは明らかです。しかも道路公団がこの道路を買い取るわけでありまして、この事業がたとえどんなに赤字を生み出しても、その赤字は道路公団にしわ寄せされ、最終的には国民にその負担が転嫁される仕組みになっていることは重大です。

反対理由の第四は、この事業は東京湾の船舶航行及び漁業に重大な影響を及ぼすという点であります。

本事業については、既に海事関係者及び漁民から建設計画の撤回が強く要求されていますが、特に運輸省の人工島構想などが本計画とあわせて具体化されるならば、船舶航行及び漁業に極めて否定的な影響を及ぼすことは必至であります。また、重大な海難事故の発生によって油が大量に流出するならば、将来にとつて取り返しのつかない禍根を残すことになりま。

反対理由の第五は、沿道の大気汚染、東京湾の水質汚染、房総の山砂採取と運搬など、東京湾と関連地域の環境破壊を一層進行させるものだという点であります。

反対理由の最後は、経済効果の問題であります。神奈川県では、横断道路建設によって工場の流出など経済効果のデメリットが広く指摘されていますが、それだけにとどまらず、列島改造時代の北海道苫小牧東部、青森県のむつ小川原等の巨大地域開発失敗の轍を踏まないという保証はどこにもないという点であります。

以上、極めて明白なように、本法案による東京湾横断道路建設は、冒頭に述べたように徹頭徹尾

大企業本位の事業であるとともに、関係自治体、住民はもとより、国民にとつて有害無益な事業であり、断じて容認できないものであります。

なお、各党で意見が真つ向から対立している重要法案である本法案の採決を理事会で我が党が強く反対したにもかかわらず、本日、定例外に強行することを決めた自民党を初めとする関係各党の態度に強く抗議し、反対討論を終わるものであります。(拍手)

○瓦委員長 これにて討論は終局いたしました。

○瓦委員長 これより採決に入ります。

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案について採決いたします。

本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○瓦委員長 起立多数。よって、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○瓦委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、平沼超夫君外三名より、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。平沼超夫君。

○平沼委員 ただいま議題となりました東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各位におかれては十分御承知のところでありまして、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にか

えることといたします。

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東京湾横断道路の建設に当たっては、これに関連する道路網の整備と十分整合性を保ち、かつ自然環境の保全に留意しつつ、関係地域の交通の安全と円滑が図られるよう配慮すること。

なお、環境影響評価の手續きについては、厳正に行うこと。

二 東京湾横断道路の建設が東京湾周辺の地域開発に与える影響にかんがみ、関係地方公共団体との連絡・協調体制の確保に十分配慮するとともに、日本道路公団及び会社に対して、その趣旨に沿った事業実施が行われるよう指導すること。

なお、地方公共団体の出資については、東京湾横断道路の建設による地域の受益、当該団体の財政力等に留意すること。

三 日本道路公団と締結した協定に従い行う建設及び管理については、その公共的性格にかんがみ、公正適確な実施が確保されるよう公団及び会社に対する指導・監督に努めるとともに、資金調達の機動的・弾力的運用等会社の自主的・効率的運営が図られるよう配慮すること。

なお、地元中小企業の育成についても配慮すること。

四 人工島及び橋梁の建設については、東京湾における船舶航行の安全確保及び環境保全に万全を期すること。

五 漁業補償等建設事業の実施に伴って生ずる損失については、関係者との誠意ある補償交渉を通じて、適切に対処すること。

六 東京湾横断道路特にトンネル内での道路交通の安全確保に万全を期すること。

右決議する。
以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○瓦委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

〔賛成者起立〕

○瓦委員長 起立多数。よって、平沼赳夫君外三名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。江藤建設大臣。

○江藤國務大臣 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討論をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきまして、今後その趣旨を生かすよう努めてまいりますとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に体して努力してまいります所存でございます。

ここに、本法案の審議を終わるに際し、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございます。（拍手）

○瓦委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○瓦委員長 次に、内閣提出、参議院送付、国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案及び都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨説明を聴取いたします。江藤建設大臣。

国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○江藤國務大臣 ただいま議題となりました国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、国際花と緑の博覧会は、昭和六十五年に大阪府下都市公園緑地見緑地において開催されることとなっております。

本博覧会開催の目的は、花と緑と人間生活のかかわりをとらえ、二十一世紀を展望し、国際的な協調のもとで、花と緑を通じて潤いのある豊かな社会の創造及び文化の向上を広く世界の人々に訴えるとともに、花と緑に関する知識の普及、技術の進歩及び産業の活性化を図ろうとするものであります。

この国民的な大事業である国際花と緑の博覧会の準備を促進するため、日本万国博覧会、沖縄国際海洋博覧会及び国際科学技術博覧会の例に倣い、博覧会開催の直接の責任者である財団法人国際花と緑の博覧会協会に対し、資金調達、人材確保等の面においてできる限りの協力と応援を行うことを明確にして、博覧会の開催のための体制を早急に強化する必要があります。

以上が、この法律案を提出する理由であります

が、次にその要旨を御説明申し上げます。

第一に、国は、博覧会協会に対し、予算の範囲内において、所要の経費の一部を補助することができるといたしております。

第二に、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として、寄附金つき郵便はがき等を発行することができるといたしております。

第三に、住宅・都市整備公団は、本来の業務の遂行に支障のない範囲内で、博覧会に公式に参加する外国政府等の博覧会に係る事業に従事する外国人のための住宅等を博覧会協会に対し賃貸することができるといたしております。

第四に、博覧会協会に出向した国家公務員等に係る退職手当及び共済組合の組合員の資格について必要な特例を設けることとするともに、博覧会協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

都市公園等は、都市災害に対する安全性の確保、国民の健康の維持増進、快適な都市環境の形成等を図るために必要不可欠な公共施設であり、政府においては、これまで三次にわたる都市公園等整備五カ年計画を策定し、積極的にその整備の推進を図ってきたところであります。

しかしながら、我が国における都市公園等の整備は、いまだ著しく立ちおくれている状況にあり、他方、都市化、高齢化の進展、国民の価値観の多様化等を背景に、都市公園等の整備に対する要請は一段と強くなっております。

このような事態に対処するため、現行の第三次都市公園等整備五カ年計画に引き続き、昭和六十六年度を初年度とする第四次都市公園等整備五カ

年計画を策定することとした次第であります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。が、次にその要旨を御説明申し上げます。

この法律案におきましては、建設大臣は、昭和六十一年度を初年度とする都市公園等整備五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○瓦委員長 以上で両案の趣旨説明聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

（趣旨）
第一条 この法律は、昭和六十五年に開催される国際花と緑の博覧会（以下「博覧会」という。）の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

（国の補助）
第二条 国は、財団法人国際花と緑の博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（寄附金付郵便書等の発行の特例）
第三条 お年玉等付郵便書及び寄附金付郵便書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達

する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充て
ることを寄附目的として発行することができ
る。この場合においては、博覧会協会を同項の
団体とみなして、同法の規定を適用する。

(住宅・都市整備公団の業務の特例)

第四条 住宅・都市整備公団は、住宅・都市整備
公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第二十
九条に規定する業務のほか、これらの業務の遂
行に支障のない範囲内で、政府の招請に応じて
博覧会に参加する外国政府及び国際機関の博覧
会に係る事業に従事する目的で日本国内に滞在
する者の居住の用に供される住宅及び当該居住
者の利便に供される施設を、博覧会協会に対し
賃貸することができる。この場合においては、
当該住宅及び施設の賃貸を同条に規定する業務
とみなして、同法の規定を適用する。

(博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等)

第五条 博覧会協会の職員（常時勤務に服するこ
とを要しない者を除く。次項において同じ。）
は、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法
律第八十二号）第七条の二第一項に規定する
公庫等職員とみなして、同条の規定を適用す
る。

2 博覧会協会又は博覧会協会の職員は、国家公
務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百
八号）第二百二十四条の二第一項に規定する公庫
等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組
合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百
十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職
員とみなして、それぞれ国家公務員等共済組
合法第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組
合法第四百十条の規定を適用する。

3 博覧会協会の理事、監事及び職員は、刑法
（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の
適用については、法令により公務に従事する職
員とみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資
するため、国の補助等のほか、財団法人国際花と
緑の博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等
について定める必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する
法律案

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正す
る法律

都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律
第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十六年度」を「昭和六
十一年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

都市公園の整備の促進等により都市環境の改善
を図るため、新たに昭和六十一年度を初年度とす
る都市公園等整備五箇年計画を策定する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。